

## 公募公告

水戸地方合同庁舎において、国有財産法（昭和23年法律第73号）の規定に基づく行政財産の使用許可を受けて有償により売店を運営する業者について、以下のとおり公募を行う。

令和2年1月14日

厚生労働省所管 国有財産部局長  
関東信越厚生局長 池田 千絵子

### 1 公募に付する事項

- (1) 件名  
水戸地方合同庁舎内における売店の設置・営業業務
- (2) 募集業者数  
1者
- (3) 売店の所在地  
茨城県水戸市北見町1番11号 水戸地方合同庁舎1階（23.8㎡）
- (4) 国有財産の使用許可  
本業務を実施する者は、本業務にかかる国有財産の使用許可を受けることが必要である。
- (5) 使用許可期間  
令和2年4月1日から令和7年3月31日まで  
ただし、必要に応じて使用許可期間を一度だけ更新（最長5年）することができる。
- (6) その他  
詳細な設置条件等は公募説明書のとおり

### 2 公募参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 厚生労働省から指名停止を受けている期間中でない者であること。
- (4) 国税及び地方税を完納していること。
- (5) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (6) 社会保険料等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう）に加入し、該当する制度の保険料の滞納がないこと。
- (7) 下記3の公募説明書配布期間中に公募説明書の交付を受けている者であること。
- (8) 暴力団が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして次の要件を満たすもの。
  - ① 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。以

下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)ではないこと

- ② 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと
- ③ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと
- ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと
- ⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと
- ⑥ 暴力団又は暴力団員及び②から⑤までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと

### 3 公募説明書配布期間及び配布場所

#### (1) 配布期間

公告日から令和2年1月31日(金)12時まで

土曜・日曜・祝日を除く9時から17時まで(12時から13時を除く)

#### (2) 配布場所

① 茨城県水戸市北見町1-1-1 水戸地方合同庁舎4階

関東信越厚生局 茨城事務所 審査課

② 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1-1 さいたま新都心合同1号館7階

関東信越厚生局 総務課 国有財産係

#### (3) 配布方法

手渡しによる。

### 4 企画提案書の提出

#### (1) 提出期間

公告日から令和2年2月7日(金)12時まで

土曜・日曜・祝日を除く9時から17時まで(12時から13時を除く)

#### (2) 提出場所

〒330-9713

埼玉県さいたま市中央区新都心1-1-1 さいたま新都心合同1号館7階

関東信越厚生局 総務課 国有財産係

#### (3) 提出方法

持参又は郵送による。

### 5 問い合わせ先

関東信越厚生局 総務課 国有財産係

TEL: 048-740-0708